

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物 処分業

許可申請の手引き

(新規申請・更新申請・変更申請)

平成 29 年 10 月

那覇市 環境部 廃棄物対策課

目 次

はじめに

- 1 産業廃棄物の処理について（フロー図） 1

産業廃棄物処分業の許可申請等について

- 1 許可の種類 2
2 許可の有効期限 2
3 申請受付場所 2
4 申請手数料 3
5 （特別管理）産業廃棄物処分業の許可手続きの流れ 3
6 各種届出 6
7 申請書及び届出書の作成 6

産業廃棄物処分業許可申請・届出書リスト

- 1 産業廃棄物処分業の許可申請書類リスト 7
2 特別管理産業廃棄物処分業の許可申請書類リスト 10
3 （特別管理）産業廃棄物処分業変更（廃止）届出書類リスト 14

産業廃棄物処分業許可申請書の作成要領

- 1 申請書様式の記入要領 15
2 添付書類の作成要領等 15
3 添付書類を省略することができる場合 19

特別管理産業廃棄物処分業許可申請書の作成要領

- 1 全般的な事項 21
2 申請書様式の記入要領 21
3 添付書類の作成要領等 21

（特別管理）産業廃棄物処分業変更届出書の作成要領

- 1 届出様式の記入要領 23
2 添付書類の作成要領等 23
3 注意事項 23

各種記載例

1 産業廃棄物処分業許可申請書（様式第八号）の記載例	24
2 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（様式第十号）の記載例	27
3 産業廃棄物処理業変更（廃止）届出書（様式第十一号）の記載例	28
4 事業計画の概要を記載した書類の記載例	30
5 処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類の記載例	35

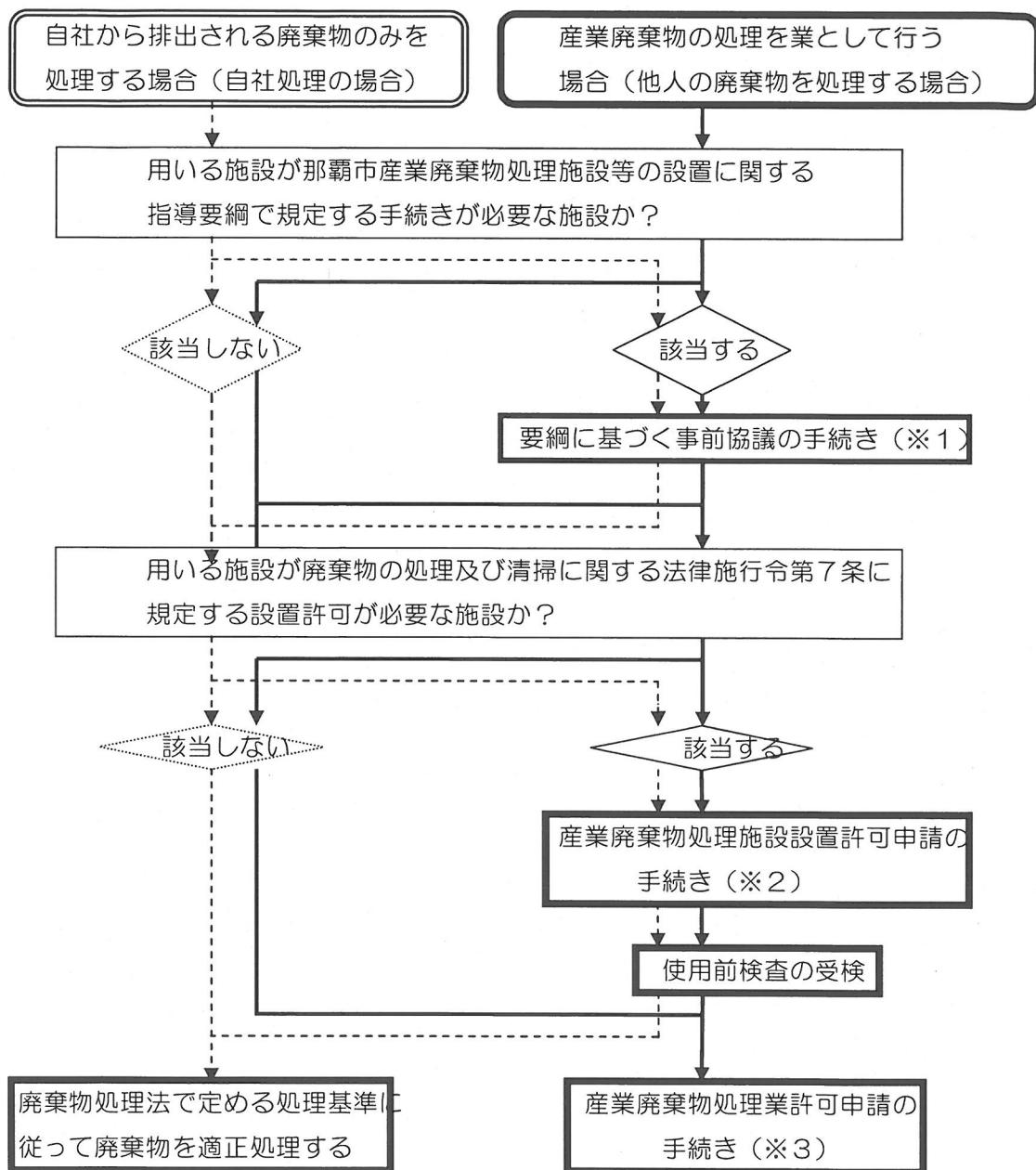
参考事項

1 各種公的書類の交付場所について	35
2 産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）について	35
3 特定有害産業廃棄物について	36
4 産業廃棄物処理業の許可番号について	37
5 産業廃棄物の適正処理等	38
6 各種報告等	39

1 産業廃棄物の処理について（フロー図）

産業廃棄物の処理を行う際には、次のフロー図に従って行う必要がありますので、処理の方法に応じて、必要な手続きを行って下さい。

なお、産業廃棄物の「処理」とは「収集運搬」及び「処分（中間処理、最終処分）」を行うことを指します。



※1) 詳しくは、「那覇市産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱」を御覧下さい。

※2) 詳しくは、「廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設設置許可申請の手引き」を御覧下さい。

※3) 詳しくは、許可を受けようとする業の種類に応じて、「廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引き」又は「廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業許可申請の手引き」を御覧下さい。

産業廃棄物処分業の許可申請等について

那覇市内で産業廃棄物処分業を行う場合には、那覇市長の許可が必要となります。

1. 許可の種類

①産業廃棄物収集処分業

特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物を中間処理又は最終処分する業務

②特別管理産業廃棄物処分業

特別管理産業廃棄物を中間処理又は最終処分する業務。特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物を取り扱うことはできません。

(特別管理) 産業廃棄物処分業の変更許可

許可取得後、事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類 又は 処分の方法）を変更しようとするときは、あらかじめ変更許可を受けなければなりません。

なお、事業の範囲を一部廃止する場合（取り扱う産業廃棄物の種類又は処分の方法の減）は、変更届出（p6参照）の提出となります。

2. 許可の有効期限

産業廃棄物処理業の許可の有効期間は、5年間（優良認定の場合は7年間）です。期間満了後も継続して業を行う場合には、許可の更新が必要です。許可の更新を申請する場合は、許可期限満了の2ヶ月程度前に申請を行うようしてください。許可の就航期限を過ぎた場合は、許可の更新申請は受理できません。（新規申請が必要となりますので、注意してください）

3. 申請受付窓口

那覇市 環境部 廃棄物対策課

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号（本庁舎7階）

電話番号 098-951-3231 FAX 098-951-3230

*申請の際は、事前に連絡の上、来庁ください。

4. 申請手数料

(1) 手数料

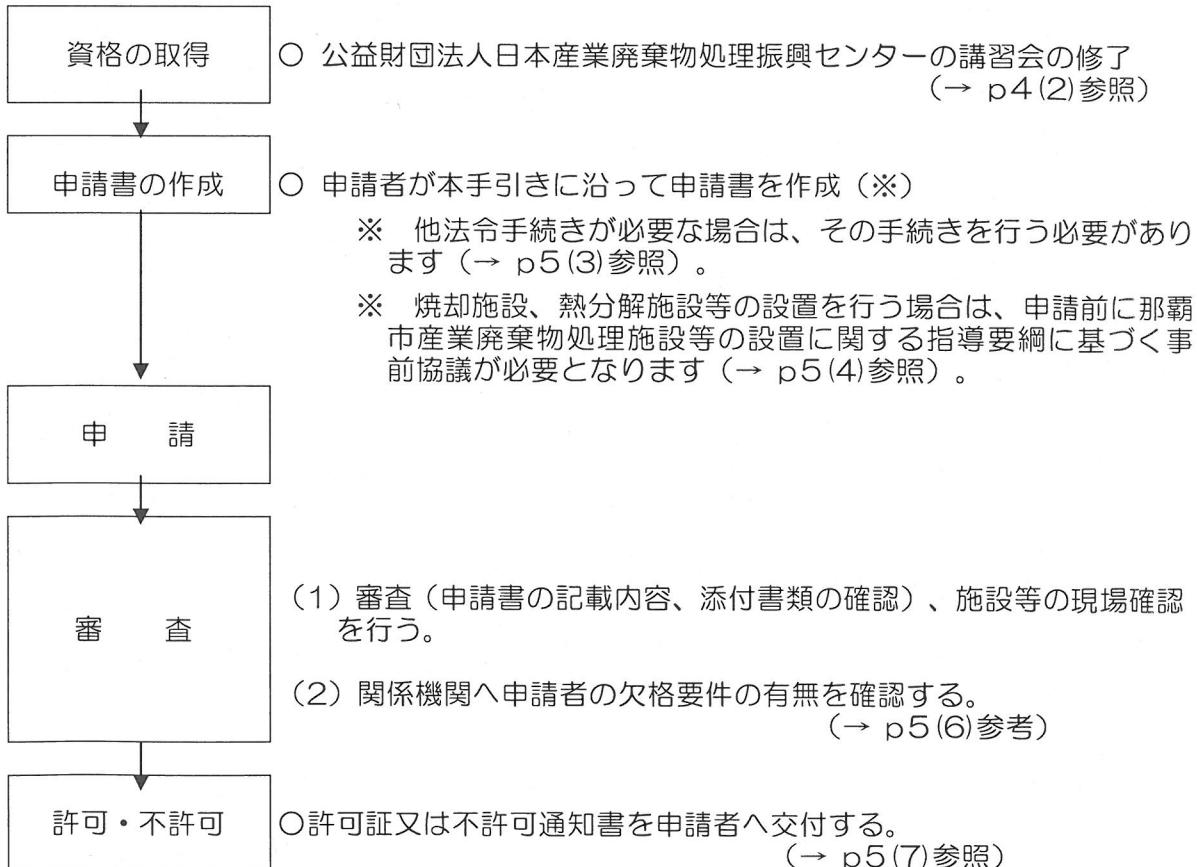
許可申請の種類	申請手数料の額(円)
産業廃棄物処分業	新規許可 100,000
	更新許可 94,000
	変更許可 92,000
特別管理産業廃棄物処分業	新規許可 100,000
	更新許可 95,000
	変更許可 95,000

(2) 納付方法

申請手数料は、所定の納付通知書にて申請当日に府内の銀行で納付していただきますので、現金をご用意ください。なお、申請手数料は、申請書の受理後、不許可や申請取り下げの場合でも返還できません。

5. (特別管理) 産業廃棄物処分業の許可手続の流れ

(1) 手続きの流れ



(2) 講習会の受講について

ア 廃棄物処理業の申請にあたっては、その業の種類に応じた講習会を受講し、修了する必要があります。

講習会の「受講の手引き」の配布、受講の申し込みは、(一社)沖縄県産業廃棄物協会で受け付けておりますので、詳細は同協会に問い合わせてください。

なお、講習会修了者は、次の者である必要があります。

○法人の場合：「代表者」、「役員」、「使用人（※）」のうち、いずれかの者

○個人の場合：「申請者」、「使用人（※）」のうち、いずれかの者

※ 「使用人」とは、申請者の使用人であって、次に掲げるものの代表者であるものです

① 本店又は支店の代表者

② ①のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、産業廃棄物処理業についての契約締結権限を有する者を置くもの。

○公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

住所：〒103-0084 東京都千代田区二番町3番地 麻布スクエア7階

電話：03-5275-7111（代表）、03-5275-7115（教育研修部）

FAX：03-5275-7112（代表）

○一般社団法人 沖縄県産業廃棄物協会

住所：〒901-2131 沖縄県浦添市牧港5-6-8 沖縄県建設会館6階

電話：098-878-9360 FAX：098-878-9361

イ 申請の種類に応じて、必要となる講習会の種類は次のとおりです。

申請の種類	講習会の種類		産業廃棄物処理業 講習会（収集運搬過程）		特別管理産業廃棄物処理 業講習会（収集運搬過程）	
	新規過程 ※1	更新過程 ※1	新規過程 ※1	更新過程 ※1	新規過程 ※1	更新過程 ※1
産業廃棄物収集運搬業	新規許可	○	✗ ✽2	○	✗ ✽2	
	更新許可	○	○	○	○	
	変更許可	○	○	○	○	
特別管理 産業廃棄物収集運搬業	新規許可	✗	✗	○	✗	
	更新許可	✗	✗	○	○	
	変更許可	✗	✗	○	○	

※1 講習会修了証の有効期限は、新規過程の講習会の場合は5年間、更新過程の講習会の場合は2年間です。

※2 申請者が既に他の自治体で産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を有している場合、更新の修了証でも差し支えありません。

(3) 他法令手続きについて

申請にあたり、環境関連法規及び、環境関連法規以外の他法令（都市計画法、建築基準法、農地法、農業振興法等）に係る規制の有無を、当該他法令を所管する機関に確認し、規制を受けている場合には、当該手続きを行うようにして下さい。

また、積替え保管場所を新たに設置する場合は、申請書に様式1－1を添付して下さい。

(4) 産業廃棄物処理施設等の設置に関する事前協議について

那覇市産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱に定める施設（焼却施設、熱分解施設、有害物質の処理施設、最終処分場等）を設置するにあたっては那覇市産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱に基づく事前協議が必要となります。詳しくは、同要綱を御覧下さい。

（URL：<http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?cateid=71&id=17538&page=1>）

(5) 優良産廃処理業者認定制度について

産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準）に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事・政令市長が認定する優良産廃処理業者認定制度があります。詳しくは、環境省ホームページをご覧下さい。

（URL：<http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/index.html>）

(6) 審査について

審査の標準作業期間は申請書受理後50日（積替え保管施設を含む場合は、60日）です。審査の結果、申請内容に誤りや書類の不足等がある場合は、書類の修正や追加提出をお願いすることになります。なお、補正に要する期間、土日祝日等は、標準処理期間に含まれません。

また、審査にあたっては、次の事項を確認します。

ア 施設基準等

現場確認又は書類審査により、処理計画や処理施設等が基準に適合しているか審査します。廃棄物処理法で定める許可基準に適合しない場合は不許可となりますので、事業内容（処理施設、処理方法等）が、基準に適合するよう計画してください。

イ 欠格要件

審査では、許可基準である欠格要件への該当の有無を確認するため、県警察本部や地方検察庁、本籍市町村に対し、申請者、役員、未成年者の法定代理人（法定代理人が法人である場合には、法人及び役員）、出資者、使用人の犯罪歴等の照会を行いますので、ご了承下さい。

また、これらの者に、暴力団員であるなどの欠格要件に該当する者がいる場合、不許可となります。添付書類の「欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面」（様式1－4）を作成する際によくご確認の上、誤りのないように申請してください。

ウ 経理的基礎

産業廃棄物処理業の許可については、事業を的確にかつ継続して行うことのできる経理的基礎を有していることが許可基準として定められています。そのため、経営状況が債務超過に陥っている場合等については、不許可となる場合があります。

(7) 許可証について

ア 許可証の交付

許可決定後、当課窓口で手渡しいたします。郵送を希望する場合は、あらかじめ申請の際に、送付先を記入したレターパック等を提出してください。

イ 許可証の取扱い

① 許可証は事務所等の見やすい場所に掲示して下さい。

- ② 許可証を他人に譲渡したり、貸与することはできません。
- ③ 新たな許可証の交付、廃業等の理由によって不要となった許可証は、速やかに返納して下さい。

ウ 取り扱うことができる産業廃棄物

産業廃棄物処理業において、取り扱うことができる産業廃棄物の種類は、許可証に記載されている種類に限定されます。それ以外の産業廃棄物を取り扱うことはできません。

6.各種届出

① 変更届出及び廃止届出

許可取得後、次の廃止・変更をしたときは、廃止・変更の日から 10 日以内（登記事項証明書の添付を要する場合には、30 日以内）にその旨を市長に届け出なければなりません。
p14-15 を参考に届出書を作成して下さい。

○事業の全部又は一部を廃止したとき

○次の事項を変更したとき

- ・住所、氏名又は名称、法定代理人、役員、出資者、使用人
- ・事務所及び事業場の所在地、用いる施設の設置場所、構造、規模等
- ・積替え保管場所に関する事項（所在地、面積、積替え保管する産業廃棄物の種類、保管上限、保管の最高高さ）

《注意事項》

那覇市産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱で定める変更（積替え保管場所の増設、積替え保管する産業廃棄物の追加等）を行う場合、変更前に要綱に基づく事前協議を行う必要があります。詳しくは、同要綱を御覧下さい。

(URL : <http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?cateid=71&id=17538&page=1>)

②特定欠格要件該当届出

廃棄物処理法に違反し罰金刑を受けた場合など、欠格条項に該当するに至ったときは、該当した日から 2 週間以内にその旨を市長に届け出なければなりません。

7.申請書及び届出書の作成について

ア 申請書及び届出書には、廃棄物処理法で定める様式を用いて下さい。また、添付書類についてでは、原則、本手引きで示した様式を用いて下さい。

なお、行政書士等に委任される場合は、委任状を提出してください。

イ 申請書類は次の順番で綴って下さい。

- ①申請書
- ②申請手数料（納付通知書により納めたことを証する領収書の写し）
※ 変更届出又は廃業届出の場合、申請手数料は不要です。
- ③廃棄物処理法で定める添付書類（書類リストの順番で綴ること）

ウ 申請書及び届出書への添付書類は、以下の添付書類リストを活用して、書類に不足のないよう確認してください。

- 産業廃棄物収集運搬業の許可申請書類リスト → p8-10
- 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請書類リスト → p11-13
- （特別管理）産業廃棄物収集運搬業変更（廃止）届出書類リスト → p14-15

エ 申請書及び届出書の提出部数

1 部を提出してください。（控えが必要な場合は、一部追加）

産業廃棄物処分業の許可申請・届出書リスト

1. 産業廃棄物処分業の許可申請書類リスト No.1

書類リスト	作成要領等
1 産業廃棄物処分業許可申請書 ○新規許可申請又は更新許可申請 → 様式第八号 ○変更許可申請 → 様式第十号	□ • p15、記載例参照
2 事業計画に関する書類 ①事業計画の概要を記載した書類（様式3-1） ②他法令に係る調整経過を記した書類（様式1-1） ③周辺地域住民への説明状況を証する書類 (要綱対象施設の場合は事前協議終了通知書)	□ □ □ • p15-16 参照 ※更新許可申請又は変更許可申請の場合、内容に変更がなければ、添付する必要はありません（p20参照）。
3 用いる施設の構造等に係る書類 ①平面図 ②立面図 ③断面図 ④構造図 ⑤設計計算書 ⑥施設の付近の見取図 〔最終処分場の場合〕 ⑦周囲の地形・地質・地下水の状況を明らかにする書類及び図面	□ □ □ □ □ □ □ □ • p16-17 参照 ※更新許可申請又は変更許可申請の場合、内容に変更がなければ、添付する必要はありません（p20参照）。
4 施設の所有権・使用権原を証明する書類 ①施設設置場所、保管場所等の所有権・使用権原を証明する書類 〔自己所有の場合〕 ○土地の登記簿謄本（施設が建物の場合は建物の登記簿謄本） 〔他者から借りている場合〕 ○土地の登記簿謄本（施設が建物の場合は建物の登記簿謄本） ○賃貸借契約書 ②使用する処理施設の所有権・使用権原を証明する書類 (次のいずれかを添付すること) ○処理施設の設置許可証 ○処理施設購入費の領収書等 ○賃貸借契約書（他者から借りている場合）	□ □ □ • p17 参照 ※更新許可申請又は変更許可申請の場合、内容に変更がなければ、添付する必要はありません。 なお、更新許可申請の場合であって、土地を賃貸借している場合は、土地に関する使用権原等を証する書類は省略することはできません（p20参照）。
5 処分（最終処分を除く）した後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類（様式3-2）	□ • p17、記載例参照 • 更新許可申請又は変更許可申請の場合は、表下欄の注意事項を参照して下さい。
6 海洋投入処分を行う場合 ○「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」第13条に規定する登録証の写し	□
7 技術的能力を説明する書類 ○講習会修了証の写し	□ • p4、p17 参照

（次ページに続く）

産業廃棄物処分業の許可申請書類リスト No.2

書類リスト	作成要領等	
8 事業の開始に要する資金の総額、その資金の調達方法を記載した書類（様式1－2）	<input type="checkbox"/>	• p17-18参照
9 経理的基礎に関する書類 (法人の場合) ①貸借対照表（直前3年間） ②損益計算書（直前3年間） ④株主資本等変動計算書（直前3年間） ④個別注記表（直前3年間） ⑤直前3年間の法人税の納税証明書	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	• p18参照 • 納税証明書については「納税証明書（その1）」（納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等の証明）を添付して下さい。 (個人の場合) *③については、納税証明書にて納付すべき額が確認できないなどの場合に添付して下さい。
10 申請者に関する書類 (法人の場合) ①定款又は寄附行為の写し ②履歴事項全部証明書（旧：商業登記簿謄本） (個人の場合) ①住民票抄本（本籍地記載のあるもの） ②登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	• p19参照 ※住民票は、本籍地の記載があり、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものを添付してください（以下同じ）。 ※登記事項証明書の氏名、生年月日、住所、本籍の記載は住民票の記載とあわせてください（以下同じ）。
11 申請者（役員・使用人を含む）が次格要件に該当しない旨の誓約書（様式1－4）	<input type="checkbox"/>	• p19参照
12 法人役員に関する書類 ①役員（監査役等を含む）の住民票抄本（本籍地記載のあるもの） ②役員の登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	※申請者が法人の場合のみ添付
13 法定代理人に関する書類 (法人の場合) ①法定代理人である法人の履歴事項全部証明書（旧：商業登記簿謄本） ②法定代理人である法人役員の住民票抄本（本籍地記載のあるもの） ③法定代理人である法人役員の登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書） (個人の場合) ①法定代理人の住民票抄本（本籍地記載のあるもの） ②法定代理人の登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	※申請者が未成年者である場合のみ添付

(次ページに続く)

産業廃棄物処分業の許可申請書類リスト No.3

14 出資者等に関する書類 (出資者が個人の場合) ①出資者の住民票抄本（本籍地記載のあるもの） ②出資者の登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書） (出資者が法人の場合) ①出資者の履歴事項全部証明書（旧：商業登記簿謄本）	<input type="checkbox"/>	※申請者が法人の場合のみ添付 ※出資者等とは、株主又は出資者のうち、株式総数又は出資額の5%以上を有する者を指します。
15 使用人に関する書類 ①使用人の住民票抄本（本籍地記載のあるもの） ②使用人の登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書） ③使用人が令第6条の10に該当することを証する書類（様式1－5 □）	<input type="checkbox"/>	※申請者に使用人がいる場合のみ添付
16 優良事業者（添付した場合、2の①、5、7、9、10（法人の場合 □、定款又は寄附行為の写しに限る。）の書類は省略可能）	<input type="checkbox"/>	• p19参照
17 有価証券報告書（添付した場合、9、10の書類は省略可能）	<input type="checkbox"/>	• p19-20参照
18 先行許可証（添付した場合、申請者が法人の場合は11～15の書類、申請者が個人の場合は10～15の書類を省略可能）	<input type="checkbox"/>	• p20参照
19 直近で交付された許可証の写し	<input type="checkbox"/>	※更新許可申請又は変更許可申請時のみ添付

2.特別管理産業廃棄物処分業の許可申請書類リスト No.1

書類リスト	作成要領等
<p>1 特別管理産業廃棄物処分業許可申請書 <input type="checkbox"/> ○新規許可申請又は更新許可申請 → 様式第十四号 <input type="checkbox"/> ○変更許可申請 → 様式第十六号</p>	<ul style="list-style-type: none"> • p21、記載例参照
<p>2 事業計画に関する書類 ①事業計画の概要を記載した書類（様式3-1） ②他法令に係る調整経過を記した書類（様式1-1） ③事故時の対応を記した書類 ④周辺地域住民への説明状況を証する書類 （要綱対象施設の場合は事前協議終了通知書）</p>	<ul style="list-style-type: none"> • p15-16参照 • p21-22参照 ※更新許可申請又は変更許可申請の場合、内容に変更がなければ、添付する必要はありません（p20参照）。
<p>3 用いる施設の構造等に係る書類 ①平面図 ②立面図 ③断面図 ④構造図 ⑤設計計算書 ⑥施設の付近の見取図 [最終処分場の場合、次の書類も添付する] ⑦周囲の地形・地質・地下水の状況を明らかにする書類及び図面（<input type="checkbox"/> 設置許可を受けている場合は不要） [感染性産業廃棄物・廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物を処理する場合、次の書類も添付する。] ⑧性状の分析を行う設備の概要を記載した書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> • p16-17参照 ※更新許可申請又は変更許可申請の場合、内容に変更がなければ、添付する必要はありません（p20参照）。
<p>4 施設の所有権・使用権原を証明する書類 ①施設設置場所、保管場所等の所有権・使用権原を証明する書類 [自己所有の場合] <input type="checkbox"/> ○土地の登記簿謄本（施設が建物の場合は建物の登記簿謄本） [他者から借りている場合] <input type="checkbox"/> ○土地の登記簿謄本（施設が建物の場合は建物の登記簿謄本） <input type="checkbox"/> ○賃貸借契約書 ②使用する処理施設の所有権・使用権原を証明する書類 （次のいずれかを添付すること） <input type="checkbox"/> ○処理施設の設置許可証 <input type="checkbox"/> ○処理施設購入費の領収書等 <input type="checkbox"/> ○賃貸借契約書（他者から借りている場合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> • p17参照 ※更新許可申請又は変更許可申請の場合、内容に変更がなければ、添付する必要はありません。 なお、更新許可申請の場合であって、土地を賃貸借している場合は、土地に関する使用権原等を証する書類は省略することはできません（p20参照）。
<p>5 処分（埋立処分を除く）した後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> • p17参照 ※更新許可申請又は変更許可申請の場合、内容に変更がなければ、添付する必要はありません（p20参照）
<p>6 技術的能力を説明する書類 ①講習会修了証の写し ②性状の分析を行う者が、当該分析について十分な知識・技能を有することを証する書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> • p17、記載例参照 • p22参照 ※②は感染性産業廃棄物・廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物を処理する場合にのみ添付してください。

（次ページに続く）

特別管理産業廃棄物処分業の許可申請書類リスト No.2

書類リスト	作成要領等
7 事業の開始に要する資金の総額、その資金の調達方法を記載した書類（様式1－2）	• p17-18参照
8 経理的基礎に関する書類 (法人の場合) ①貸借対照表（直前3年間） ②損益計算書（直前3年間） ⑤株主資本等変動計算書（直前3年間） ④個別注記表（直前3年間） ⑤直前3年間の法人税の納税証明書	<input type="checkbox"/> • p18参照 納税証明書については「 納税証明書（その1）」 納付すべき税額、納付した 税額及び未納税額等の証 明）を添付して下さい。
（個人の場合） ①資産に関する調書（様式1－3） ②直前3年間の所得税の納税証明書（その1） ③所得を確認する書類（源泉徴収票の写し、所得証明書等）	<input type="checkbox"/> （個人の場合） ＊③については、税証明書 にて納付すべき額が確認で きないなどの場合に添付し て下さい。
9 申請者に関する書類 (法人の場合) ①定款又は寄附行為の写し ②履歴事項全部証明書（旧：商業登記簿謄本）	<input type="checkbox"/> • p19参照 ※住民票は本籍地の記載が あり、個人番号（マイナン バー）が記載されていない ものを添付してください（ 以下同じ）。 ※登記事項証明書の氏名、 生年月日、住所、本籍の記 載は住民票の記載とあわせ てください（以下同じ）。
（個人の場合） ①住民票抄本（本籍地記載のあるもの） ②登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
10 申請者（役員・使用人を含む）が欠格要件に該当しない旨の誓約書（様式1－4）	• p19参照
11 法人役員に関する書類 ①役員（監査役等を含む）の住民票抄本（本籍地記載のあるもの） ②役員の登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
12 法定代理人に関する書類 (法人の場合) ①法定代理人である法人の履歴事項全部証明書（旧：商業登記簿謄本） ②法定代理人である法人役員の住民票抄本（本籍地記載のあるもの） ③法定代理人である法人役員の登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
（個人の場合） ①法定代理人の住民票抄本（本籍地記載のあるもの） ②法定代理人の登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

(次ページに続く)

特別管理産業廃棄物処分業の許可申請書類リスト No.3

13 出資者等に関する書類 (出資者が個人の場合) ①出資者の住民票抄本（本籍地記載のあるもの） ②出資者の登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書） ③出資者の変更が確認できる議事録等の写し (出資者が法人の場合) ④出資者の履歴事項全部証明書（旧：商業登記簿謄本）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	※申請者が法人の場合のみ添付 ※出資者等とは、株主又は出資者のうち、株式総数又は出資額の5%以上を有する者を指します。
14 使用人に関する書類 ①使用人の住民票抄本（本籍地記載のあるもの） ②使用人の登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書） ③使用人が令第6条の10に該当することを証する書類（様式1－5）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	※申請者に使用人がいる場合のみ添付
15 優良事業者（添付した場合、2の①、5、7、9、10（法人の場合□、定款又は寄附行為の写しに限る。）の書類は省略可能）	<input type="checkbox"/>	• p19参照
16 有価証券報告書（添付した場合、9、10の書類は省略可能）	<input type="checkbox"/>	• p19-20参照
17 先行許可証（添付した場合、申請者が法人の場合は11～15の書類、申請者が個人の場合は10～15の書類を省略可能）	<input type="checkbox"/>	• p20参照
18 直近で交付された許可証の写し	<input type="checkbox"/>	※更新許可申請又は変更許可申請時の添付

3. (特別管理) 産業廃棄物処分業変更(廃止)届出書類リスト No.1

書類リスト	備 考
1 変更・廃止届出書 ○産業廃棄物処分業者 の場合 → 産業廃棄物処理業変更届出書（様式第十一号） ○特別管理産業廃棄物処分業者 の場合 → 特別管理産業廃棄物処理業変更届出書（様式第十七号）	<input type="checkbox"/> • 変更又は廃止のあった日から10日以内（登記事項証明書の添付を要する場合には、30日以内）に提出すること
2 直近で交付された許可証の写し	<input type="checkbox"/>
3 変更内容に応じた添付書類（次の表に掲げる書類）	<input type="checkbox"/>

○変更内容に伴い必要となる書類一覧

変更内容	必要書類
○住所、氏名又は名称の変更 ※住民票は、本籍地の記載があり、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものを添付してください（以下同じ）。 ※登記事項証明書の氏名、生年月日、住所、本籍の記載は住民票の記載とあわせてください（以下同じ）。	(届出者が法人の場合) ①定款又は寄附行為の写し ②履歴事項全部証明書（旧：商業登記簿謄本） (届出者が個人の場合) ①住民票抄本（本籍地記載のあるもの。 ②登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書）
○事業の用に供する施設、施設の設置場所、施設の構造又は規模の変更	①用いる施設の構造等に関する書類 → p7、10に記載した各種許可申請書リストの「3 用いる施設の構造等に関する書類」に掲げる書類等参照
○産業廃棄物の処分のための保管場所の所在地、面積、産業廃棄物の種類、保管上限、保管高さの変更	②施設の所有権・使用権原を証明する書類 → p7、10に記載した各種許可申請書リストの「4 施設の所有権原・使用権原を証明する書類」に掲げる書類等参照 ③施設の変更に伴い事業計画に変更がある場合にあっては、事業計画の概要を記載した書類（様式3-1） → p7、10に記載した各種許可申請書リストの「2 事業計画に関する書類」に掲げる書類等参照 ④事業場（施設設置場所又は保管場所）を新たに設置する場合にあっては、新規設置場所における他法令に係る調整経過を記した書類（様式1-1）

※ 必要書類の作成方法等については、産業廃棄物処分業の許可申請書の作成要領を参考にして下さい。

(次ページに続く)

(特別管理) 産業廃棄物処分業変更(廃止)届出書類リスト No.2

変更内容	必要書類
○役員の変更	<p>①住民票抄本（本籍地記載のあるもの） <input type="checkbox"/> ②登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書） <input type="checkbox"/> ③届出者（法人）の履歴事項全部証明書（旧：商業登記簿謄本）又はその他役員の変更があったことを証する書類 <input type="checkbox"/> ④申請者が欠格要件に該当しない旨の誓約書（様式1－4） <input type="checkbox"/></p> <p>※ ①②の書類については、新たに役員が加わった場合にのみ添付して下さい（既存の役員について、①②の書類を提出する必要はありません。）。</p>
○法定代理人の変更	<p>(法人の場合) ①法定代理人である法人の履歴事項全部証明書（旧：商業登記簿謄本） <input type="checkbox"/> ②法定代理人である法人役員の住民票抄本（本籍地記載のあるもの） <input type="checkbox"/> ③法定代理人である法人役員の登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書） <input type="checkbox"/></p> <p>(個人の場合) ①法定代理人の住民票抄本（本籍地記載のあるもの） <input type="checkbox"/> ②法定代理人の登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書） <input type="checkbox"/></p>
○出資者等の変更 ※ 出資者等とは、株主又は出資者のうち、株式総数又は出資額の5%以上を有する者のことです。	<p>(出資者が法人の場合) ①出資者等の履歴事項全部証明書（旧：商業登記簿謄本） <input type="checkbox"/></p> <p>(出資者が個人の場合) ①住民票抄本（本籍地記載のあるもの） <input type="checkbox"/> ②登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書） <input type="checkbox"/> ③出資者の変更が確認できる書類（株主総会議事録、法人税申告書一式（税務署収受済みのもの）の写し等） <input type="checkbox"/></p> <p>※ 上記の添付書類については、新たに出資者等が加わった場合にのみ提出して下さい（既存の出資者等について、上記の添付書類を提出する必要はありません。）。</p>
○使用人の変更	<p>①住民票抄本（本籍地記載のあるもの） <input type="checkbox"/> ②登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書） <input type="checkbox"/> ③申請者が欠格要件に該当しない旨の誓約書（様式1－4） <input type="checkbox"/> ④使用人が令第6条の10に該当することを証する書類（様式1－5） <input type="checkbox"/></p>
○事務所及び事業場の所在地の変更	<p>①変更後の事務所及び事業場の付近の見取り図 <input type="checkbox"/> ②施設の所有権・使用権限を証明する書類（事業場変更のみ） → p9又は12に記載した各種許可申請書リストの「4 施設の所有権源・使用権限を証明する書類」に掲げる書類等参照 <input type="checkbox"/></p>
○那覇市産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱で定める変更	事前協議終了通知書 <input type="checkbox"/>
○事業の廃止の場合	○廃止する（特別管理）産業廃棄物処理業に係る許可証 <input type="checkbox"/>

3.申請書の作成要領

(1) 産業廃棄物処分業許可申請書の作成要領

1 申請書様式の記入要領

ア 新規許可申請又は更新許可申請の場合は、「産業廃棄物処分業許可申請書（様式第八号）」を用いて、当該申請書の記載例（p24-26）を参考に記載して下さい。

イ 変更許可申請の場合は、「産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（様式第十号）」を用いて、当該申請書の記載例（p27）を参考に記載して下さい。

ウ 事業の範囲に記載する産業廃棄物の種類は次のとおりです。

【産業廃棄物の種類】

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪動物系固体不要物、⑫ゴムくず、⑬金属くず、⑭ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑮鉛さい、⑯がれき類、⑰動物のふん尿、⑱動物の死体、⑲ばいじん、⑳産業廃棄物の処理物（第13号廃棄物）

※廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類を取り扱う場合は、当該廃棄物の種類ごとに、石綿含有産業廃棄物を「含む」又は「含まない」旨を明記してください。

※ばいじん、燃え殻、汚泥、鉛さい、廃酸、廃アルカリを取り扱う場合は、当該廃棄物の種類ごとに、水銀含有ばいじん等を「含む」又は「含まない」旨を明記してください。

取り扱う産業廃棄物の種類に関わらず、水銀使用製品産業廃棄物を「含む」又は「含まない」旨を明記してください。

平成29年10月1日以降に発行する許可証には、取り扱う廃棄物の種類に、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を、「含む」又は「含まない」旨を明記します（ただし、住所変更等の変更届出に伴う許可書の書換の場合を除く）。

※石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物を取り扱わない旨の許可業者が、その後当該廃棄物を取り扱う場合には、変更許可が必要となります。

2 添付書類の作成要領等

(1) 「事業計画の概要を記載した書類」（様式3-1）

事業計画の内容（具体的な処理方法、環境保全措置等）については、産業廃棄物処理基準に適合するように検討して下さい。また、処分に使用する施設（中間処理施設、最終処分場、保管場所等）は、産業廃棄物処分業の許可基準に適合するものであることが必要です。

そのことを踏まえ、各項目については、「事業計画の概要を記載した書類（記載例）」（p30-34）を参考に記載して下さい。

(2) 周辺地域住民への説明状況を証する書類又は事前協議終了通知書

ア 廃棄物処理法上、住民同意は許可要件ではありませんが、許可取得後に事業を円滑に進めていくためには、周辺住民の十分な理解が必要ですので、事業場周辺の地域住民等に事業内容を十分に説明して下さい。その上で、可能な限り、地域住民の同意書や協定書もしくは説明会等の実施状況説明書を添付して下さい。

イ 那霸市産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱で定める施設（焼却施設、熱分解施設、有害物質処理施設、最終処分場等）を設置するにあたっては、同要綱に基づく事前協議を行う必要があります。詳しくは、同要綱を御覧下さい。

(3) 他法令に係る調整結果を記した書類（様式1－1）

産業廃棄物処理施設の設置予定場所の土地について、環境関連法規及び、環境関連法規以外の他法令（都市計画法、建築基準法、農地法、農業振興法等）に係る規制の有無を、当該他法令を所管する機関に確認し、規制を受けている場合には、当該機関からの使用許可等もしくはその見通し（申請書の受理等）を記した書類を添付して下さい。

(4) 「用いる施設の構造等に係る書類」

ア 用いる施設（保管場所を含む）の全てについて、次に示す書類を添付して下さい。

① 最終処分場以外の施設の場合

- 平面図、立面図、断面図、構造図、施設の設計計算書
- 施設の写真（施設の前部、側部、後部からの写真）
- メーカーが作成した仕様書やカタログ等（当該書類に、施設の処理能力を示す内容が含まれていない場合は、当該書類に加え、メーカーが作成した処理能力計算書も添付して下さい。）
- 付近の見取り図（住宅地図の写し等）

周囲の広い範囲が確認できる縮尺が大きなもの（縮尺2万5千分の1程度のもの）と、周辺の住宅・病院等との距離が確認できる縮尺が小さなもの（縮尺5千分の1程度のもの）を添付して下さい。周辺に住宅・病院等がなければ公図との兼用でも構いません。

- 設置許可を取得している施設の場合は、設置許可証の写し

② 最終処分場の場合

最終処分場の場合は、上記の書類に加え、次に示す書類も添付して下さい。

- 周囲の地形の状況を明らかにする書類及び図面（縮尺は1/1,000とする）
- 周囲の地質の状況を明らかにする書類及び図面（ボーリング調査結果、柱状図等）
- 周囲の地下水の状況を明らかにする書類及び図面（地下水に関する調査結果、地下水流況図等）
- 設置許可証の写し

イ 施設の平面図・構造図等については、許可基準に適合することが判断できる図面として下さい。

ウ 生活環境保全に係る設備（スプリンクラー、防音壁、排水処理設備、排ガス処理設備等）については、その配置・規模等が明らかになるよう図面を作成し、必要に応じてパンフレットを添付してください。また、排水については、その流向及び放流先を明らかにしてください。

エ 産業廃棄物の処分工程については、産業廃棄物の受入・保管・前処理（選別、小割り等）、中間処理（破碎、焼却等）、中間処理後物の保管・搬入までの工程をフロー図等で可能な限り明らかにしてください。

オ 保管施設の平面図・構造図等においては、産業廃棄物の処分方法ごとに、保管する場所の面積、保管容量（算定根拠も含む）、積み上げ高さが分かる図面を示して下さい。

処分業における保管上限は、廃棄物処理法上、1日当たりの処理能力の14日分（※）以下とされてますので、保管量が保管上限以下となるよう計画して記載して下さい。

※建設業に係る産業廃棄物（分別されたものに限る）の再生を行う処理施設において、再生のためその産業廃棄物保管する場合は、次のとおり保管上限が異なるものがあります。

- 「木くず」を再生するために保管する場合 → 1日当たりの処理能力の28日分以下
- 「がれき類（コンクリートの破片）」を再生骨材（路盤材等）として再生するために保管する場合 → 1日当たりの処理能力の28日分以下
- 「がれき類（アスファルト・コンクリートの破片）」を再生加熱アスファルト混合物の骨材として再生するために保管する場合 → 1日当たりの処理能力の70日分以下

(5) 施設の所有権又は使用権原を有することを証する書類

ア 中間処理施設の設置場所、最終処分場又は産業廃棄物の保管場所については、土地又は建物の登記簿（申請日より3ヶ月以内に発行されたもの）を添付して下さい。

なお、申請者が所有者と異なる場合は、所有者との賃貸借契約書又は使用承諾書等の写しを添付して下さい。

また、賃貸借契約書又は使用承諾書等の写しに記載される賃借の目的には「廃棄物処理業に使用する」旨を必ず記載して下さい。

※ 事務所に供する施設の所有権又は使用権原を有することを証する書類は不要です。

※ 事業の用に供する施設の建物が登記されていない場合は、廃棄物対策課に相談してください。

イ 中間処理施設（破碎施設、焼却施設等）については、次の書類を提出して下さい。

- 当該施設が設置許可を受けている場合 → 当該施設の設置許可証
- 当該施設が設置許可を受けていない場合 → 当該処理施設購入費の領収書等

申請者が所有者と異なる場合、所有者からの賃貸借契約書又は使用承諾書等の写しを添付して下さい。

また、賃貸借契約書又は使用承諾書等の写しに記載される賃借の目的には「廃棄物処理業に使用する」旨を必ず記載して下さい。

(6) 処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類

「処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類（記載例）」(p35)を参考に記載して下さい。

(7) 技術的能力を説明する書類

財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが認定する講習会の修了証の写しを添付して下さい。詳細については、p4を参照下さい。

(8) 事業の開始に要する資金の総額、その資金の調達方法を記載した書類（様式1-2）

ア 事業の開始に要する資金の総額とは、事業の開始及び継続に必要と判断される一切の資金を言います。事業計画に応じて、具体的な項目を挙げ、それぞれに必要な金額を記入して下さい。また、その際は、資本金の額の他、施設の整備に要する費用、最終処分場の維持管理に要する費用、損害賠償保険の保険料等も含めて下さい。

イ 既存の設備等を利用するためなどにより、新たな資金を必要としない場合は、「〇」と記入し、その理由を明記して下さい。

ウ 調達方法については、資本金の調達方法、借入先、借入残高、年間返済額、返済期限、利率など資金の調達に関する一切の事項をできる限り具体的に記載して下さい。

工 自己資金で賄う場合には、その旨及び自己資金の額を記入するとともに、自己資金の額について金融機関で発行する残高証明書等を添付して下さい。

才 資金を借り入れにより調達する場合は、金銭消費貸借契約書の写し、残高証明書等を添付して下さい。

(9) 経理的基礎に関する書類

ア 申請者が法人である場合

- ① 直前3年の貸借対照表
- ② 直前3年の損益計算書
- ③ 直前3年の株主資本等変動計算書
- ④ 直前3年の個別注記表
- ⑤ 直前3年の法人税の納税証明書（納付すべき額及び納付済額を証する書類）

《注意事項》

- 廃棄物処理業以外の事業を兼業している場合には、できる限り廃棄物処理部門における経理区分を明確にして書類を提出して下さい。
- 納税証明書は、各税務署で交付されるものを提出して下さい。
- 必要に応じ、金融機関からの融資状況を証明する書類、中小企業診断士の診断書等を提出して下さい。
- 新たに法人を設立して処分業を行おうとする場合、過去の貸借対照表等がないことから、その旨を明記した上で、資本金の額、財務に係る事業計画及び株主構成を提出して下さい。
- 経営状況が債務超過に陥っている場合等については、不許可となる場合がありますので、事前に相談してください。

イ 申請者が個人である場合

- ① 資産に関する調書（様式1－3）
- ② 直前3年の所得税の納税証明書（納付すべき額及び納付済額を証する書類）

《注意事項》

- 資産に関する調書には、申請者の不動産、預貯金等の主な資産を記入し、その金額の根拠となる各種証明書を添付して下さい。

例：不動産については市町村で発行する資産（課税）証明書（固定資産評価証明書）

預貯金については金融機関で発行する残高証明書

- 所得税の納税証明書は、各税務署で交付されるものを提出して下さい。
- また、納税証明書にて納付すべき額が確認できないなど経理的基礎を確認するため必要な場合に、所得を確認する事のできる「源泉徴収票の写し（支払者の押印がされたもの）」、又は「所得証明書」等を添付して下さい。
- 確定申告が必要な事業者で申告を行っていない場合には、所得税の申告・納税を行った上で納税証明書を提出してください。

(10) 申請者に関する書類

ア 申請者が法人である場合

定款又は寄附行為 及び 履歴事項全部証明書を添付してください。

履歴事項全部証明書は、原則として、申請日より3ヶ月以内に発行されたものを添付して下さい。

また、定款及び登記事項証明書等については、事業目的に産業廃棄物処理業が記載されている必要があります。未記載の場合、目的変更に係る議事録も添付して下さい。

イ 申請者が個人である場合

住民票（本籍地の記載あり、個人番号（マイナンバー）記載なし）及び 登記事項証明書（被後見人等が登記されていないことの証明書）を添付してください。

同書類は、原則として、申請日より3ヶ月以内に発行されたものを添付して下さい。

なお、個人に係る登記事項証明書とは、「後見登記等に関する法律第10条第1項」に規定する証明書で、「被後見人等が登記されていないことの証明書」のことです。証明書の交付は、全国の法務局及び地方法務局で行っていますので、登記事項証明書に関する質問等は、地方法務局へ直接問い合わせてください。

(11) 「欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面」（様式1－4）

申請者（申請者が法人の場合、役員、出資人も含みます）、使用人が、暴力団員であるなどの欠格要件に該当しないことを十分に確認して作成して下さい。

(12) 「事前協議終了通知書」

那覇市産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱に規定する産業廃棄物処理施設（焼却施設、熱分解施設、最終処分場等）の設置を伴う申請を行う場合には、同要綱に規定する「事前協議終了通知書」を添付する必要があります。

3 添付書類を省略することができる場合

(1) 優良事業者認定を受けている場合

申請者が、廃棄物処理法施行令第6条の13第2号又は第6条の14第2号に規定する優良事業者としての認定を受けている場合には、次の添付書類を省略することができます。

- 事業計画の概要を記載した書類
- （申請者が法人の場合）直前3年の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納税証明書
- （申請者が法人の場合）定款又は寄附行為

(2) 有価証券報告書を添付する場合

直前の事業年度（更新許可申請の場合は、直前の2事業年度）に係る有価証券報告書を作成しているときは、これを添付することで、次の添付書類を省略することができます。

- 直前3年の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納税証明書
- 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(3) 先行許可証を添付する場合

許可申請の5年以内に、既に他の産業廃棄物処理業あるいは産業廃棄物処理施設の許可を受けている場合は、当該許可証の写しを添付することで、次の添付書類の全部又は一部を省略することができます。この提出する許可証を「先行許可証」といいます。

① 申請者が法人である場合

- 申請者が欠格要件に該当しないものであることを誓約する書面
- 役員の住民票の写し、登記事項証明書
- 出資者の住民票の写し、登記事項証明書
- 使用人の住民票の写し、登記事項証明書

② 申請者が個人である場合

- 申請者の住民票の写し、登記事項証明書
- 申請者が欠格要件に該当しないものであることを誓約する書面
- 法定代理人の住民票の写し、登記事項証明書
- 使用人の住民票の写し、登記事項証明書

《注意事項》

次の許可証は、先行許可証として提出することはできません。

- 先行許可証を提出して許可を受けた場合の許可証
許可証の「規則第 10 の4 第5項（特別管理産業廃棄物処分業の場合は規則第 10 の 16 第2項）の規定による許可証の提出の有無」が「有」になっている許可証は、先行許可証として提出することはできません。
- 更新許可申請の場合、当該許可に係る許可証
例えば、産業廃棄物処分業の更新許可申請には、更新しようとする許可の産業廃棄物処分業の許可証は先行許可証として提出することはできません。
ただし、他の都道府県で取得した産業廃棄物処分業の許可証は、「当該許可に係る許可証」には該当しないため、5年以内に許可を取得しているものであれば、先行許可証として提出できます。
- 優良認定を受けて5年を越えた許可証
- 産業廃棄物処理施設設置許可を受けて5年を越えた許可証

(4) 更新許可又は変更許可申請の場合

許可の更新又は許可の変更を申請する場合であって、次の書類の内容に変更がない場合は、当該書類を省略できます。

- 事業計画の概要を記載した書類
 - 用いる施設の構造等に係る書類・図面、付近の見取図
 - 施設の所有権・使用権原を証明する書類
- ※ 更新許可申請の場合であって、土地を賃借している場合は、土地の所有権原・使用権原を証明する書類については省略することができません。
- ※ 更新許可申請又は変更許可申請の場合は、直近で交付された許可証の写しを添付してください。

(5) 同時に複数の許可申請及び変更届出を行う場合は、住民票等の公的な書類の原本は、1部提出してください。他はその写しを添付してください。

(2) 特別管理産業廃棄物処分業許可申請書の作成要領

1 全般的な事項

前記の産業廃棄物処分業の場合を参考して、申請書及び添付書類の作成等を行って下さい。
併せて、以下の事項を参考にして作成して下さい。

2 申請書様式の記入要領

ア 新規許可申請又は更新許可申請の場合は、「特別管理産業廃棄物処分業許可申請書（様式第十四号）」を用いて下さい。

また、「産業廃棄物処分業許可申請書（様式第八号）（記載例）」（p24-26）を参考に記載して下さい（用いる様式は、産業廃棄物処分業の場合と異なりますが、産業廃棄物の種類を除き、記載要領は同じです）。

イ 変更許可申請の場合は、「特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（様式第十六号）」を用いて下さい。

また、「産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（様式第十号）（記載例）」（p27）を参考に記載して下さい（用いる様式は、産業廃棄物処分業の場合と異なりますが、産業廃棄物の種類を除き、記載要領は同じです）。

ウ 事業の範囲に記載する特別管理産業廃棄物の種類は次のとおりです。

【特別管理産業廃棄物の種類】

①廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類であって、燃焼1やすいもの）、②廃酸（水素イオン濃度指数が2.0以下であるもの）、③廃アルカリ（水素イオン濃度指数が12.5以上であるもの）、④感染性産業廃棄物、⑤特定有害産業廃棄物（※）

※ 特定有害産業廃棄物の場合、具体的な産業廃棄物の種類（例：廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物、廃石綿等）を記載し、有害物質を含む産業廃棄物の場合は、その含有物まで正確に記載して下さい（例：廃油（トリクロロエレン、テトラクロロエレンを含むことのみにより有害なものに限る。）

また、有害物質の種類等については、P21を御覧下さい。

3 添付書類の作成要領等

特別管理産業廃棄物処分業の場合には、次の書類も添付する必要がありますので、以下の事項を参考にして作成して下さい、

(1) 「事故時対応を記した書類」

特別管理産業廃棄物を処分する場合は、「事故時対応を記した書類」を添付する必要があります。当該書類には、次の事項を記載して下さい。

- 事故時における従業員や周辺住民等への健康被害、環境被害を防止するための措置
- 事故時対応に必要な設備・器具の一覧、備品の性能を証明する書類及びその保有状況が分かる写真
- 消防法及び労働安全基準法で保管する廃棄物の取り扱いに必要とされる資格者

(2) 「用いる施設の構造等に係る書類」

ア 感染性産業廃棄物を処分する場合

感染性産業廃棄物の保管を行う場合には、添付書類とされている「用いる施設の構造等に係る書類」は、保管施設が感染性産業廃棄物を衛生的に保管することのできる構造（保冷機能有するもの等）であることが分かるように作成して下さい。

イ 廃石綿等を処分する場合

添付書類とされている「用いる施設の構造等に係る書類」は、廃石綿等の処分に用いる処理施設（保管施設を含む）において、廃石綿等の飛散防止対策が講じられていることが分かるように作成して下さい。

ウ 感染性産業廃棄物・廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物を処分する場合

添付書類とされている「性状の分析を行う設備の概要を記載した書類」は、「性状の分析を行う設備」が、取り扱う特別管理産業廃棄物を「特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」（平成4年厚生省告示第192号）で定める方法による分析が行える設備であることが分かるように作成して下さい。

(3) 「技術的能力を説明する書類」

感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物を処分する場合には、取り扱う特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類が添付書類とされております。

この「分析を行う者」の資格は次のとおりですので、これらの資格を有することを証する書類を添付して下さい。

- i) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において、理学、医学、歯学、薬学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、6ヶ月以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者
- ii) 衛生検査技師又は臨床検査技師であって、6ヶ月以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者
- iii) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、理学、薬学、工学、農学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者
- iv) i ~ iii に掲げる者と同等以上の知識・技能を有すると認められる者

(3) (特別管理) 産業廃棄物処分業変更届出書の作成要領

1 届出様式の記入要領

(1) 産業廃棄物処分業の場合

届出様式は「産業廃棄物処理業変更・廃止届出書（様式第十一号）」を用いてください。

また、記載にあたっては、「産業廃棄物処理業変更・廃止届出書（様式第十一号）（記載例）」（p28-29）を参考にして下さい。

(2) 特別管理産業廃棄物処分業の場合

届出様式は「特別管理産業廃棄物処理業変更・廃止届出書（様式第十七号）」を用いてください。

また、記載にあたっては、(1)と同様、「産業廃棄物処理業変更・廃止届出書（様式第十一号）（記載例）」（p28-29）を参考にして下さい。

※ 用いる様式は産業廃棄物処分業の場合と異なりますが、記載要領は同じです。

2 添付書類の作成要領等

各種添付書類の作成にあたっては、前記の「産業廃棄物処分業の許可申請書の作成要領」及び「特別管理産業廃棄物処分業の許可申請書の作成要領」を参考にして下さい。

3 注意事項

那覇市産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱で定める変更（焼却施設、熱分解施設、最終処分場等の処理能力の変更及び処理する産業廃棄物の種類の追加、当該施設に係る保管場所の増設等）を行う場合、変更前に要綱に基づく事前協議を行う必要があります。詳しくは、同要綱を御覧下さい。

(URL : <http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?cateid=71&id=17538&page=1>)

産業廃棄物処分業許可申請書
(様式第八号)の記載例

説明

該当するものに丸をつけて下さい。

(第1面)

(新規・更新)

産業廃棄物処分業許可申請書

平成29年 10月 2日

那覇市長 殿

氏名又は住所等は、住民票や登記事項証明書等に沿って、地番等を省略せずに正確に記載して下さい。

申請者

沖縄県〇〇市××12番地の34

EJ

氏名 株式会社 〇〇

代表取締役 ○× △△

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 098-***-****

F A X 098-***-****

取り扱う産業廃棄物の種類と中間処理又は最終処分の種類を記載して下さい。

○中間処理の種類の例:破碎、焼却、脱水、乾燥 等

○最終処分の種類の例:陸域埋立、海域埋立

申請年月日を記載して下さい。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)

破碎: がれき類

焼却: 木くず、紙くず、繊維くず

(これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

事務所及び事業場の所在地

事務所 沖縄県〇〇市××12番地の34

電話番号 098-***-****

土地又は建物の登記簿等に沿って、地番等を省略せずに正確に記載して下さい。事務所等に電話がある場合には、電話番号を記載して下さい。

事業場 沖縄県〇〇市××12番1、12番2

電話番号 098-***-****

事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)

破碎施設(××-〇〇(型式等を記入))

設置場所: 沖縄県××市〇〇番

設置年月日: 平成**年*月*

処理能力: 4t/日 (8時間)

焼却施設(△△(型式等を記入))

設置場所: 沖縄県××市〇〇番

設置年月日: 平成**年*月*

許可番号: *****

処理能力: 5t/日 (8時間)

産業廃棄物の保管を行う場合には、処分の種類ごとに、保管場所の概要を記入し、詳細については、「事業計画の概要を記載した書類」に記載して下さい。

保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、処分等のための保管上限及び積み上げができる高さ

保管場所: 沖縄県××市〇〇番

がれき類

保管面積: 100m²

保管上限: 100m³

保管高さ: 3.0m

紙くず、木くず及び繊維くずの混合廃棄物

保管面積: 10m²

保管上限: 5m³

保管高さ: 1.5m

事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要

破碎施設(スイングハンマ式)

焼却施設(ロータリーキルン炉)

※ 詳細は別添パンフレット参照

担当者及び連絡先 TEL/FAX

○× △× TEL: 098-***-**** / FAX: 098-***-****

※ 事務処理欄

詳細については、「事業計画の概要を記載した書類」に記載して下さい。また、スペースに列4番)入らない場合は「別紙のとおり」として、別紙に概要を記載しても構いません。

既に処理業の許可を有している場合(都道府県・他政令市で許可を取得している場合、本市で当該申請以外の許可を受けている場合等)には、産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業の許可を取得している都道府県及び他政令市名(本市を含む)、市名及び許可番号を記入して下さい。

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	日付(例: 年月日)には、下記の欄
	沖縄県	第0472123456号

この欄は個人の場合にのみ記入して下さい。
記載にあたっては、住民票に沿って正確に記載して下さい。

申請者(個人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
この欄は法人の場合にのみ記載してください。 記載にあたっては、登記事項証明書に沿って正確に記入して下さい。		
(ふりがな) 名称	住	所
かぶしきがいしや まるまる 株式会社 ○○	沖縄県○○市××12番地の34	

法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
この欄は申請者が未成年者である場合にのみ記入して下さい。 記載にあたっては、法定代理人が個人の場合には住民票の記載事項を記載し、法定代理人が法人の場合には、法人の登記事項証明書並びに役員の住民票記載事項の内容に沿って正確に記載して下さい。		
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	生年	

役員(法定代理人が法人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
この欄は法人の場合にのみ記載してください。「役員」には、理事、監査役、監事、その他これに類する者を含みます。 これらの者について、住民票に沿って、正確に記載して下さい。 記載にあたっては、住民票に沿って正確に記入して下さい。		

役員(申請者が法人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
まるばつさんかく ○× △△	昭和**年**月**日	沖縄県○○市××56番地の7
	代表取締役	沖縄県○○市××89番地の1
まるばつ しかく ○× □□	昭和**年**月**日	沖縄県○○市××56番地の7
	取締役	沖縄県○○市××89番地の1

捺印

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数	100 株		出資の額
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の 数又は出資の金額	本 籍
		割 合	住 所
まるばつさんかく ○×△△	昭和**年 *月*日	100株 100%	沖縄県〇〇市××56番地の7 沖縄県〇〇市××89番地の1

この欄は法人の場合にのみ記載してください。
 記載にあたっては、住民票又は登記事項証明書に沿って正確に記入して下さい。
 なお、出資者が法人の場合は、生年月日および本籍の欄の記入は不要です。

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

この欄は使用人がいる場合にのみ記入して下さい。
 なお、「使用人」とは、申請者の使用人であって、次に掲げるものの代表者であるものです。
 ① 本店又は支店の代表者
 ② ①のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、産業廃棄物処理業についての契約締結権限を有する者を置くもの。

また、使用人がいる場合は、使用人証明書(様式1-5)を添付して下さい。

記載にあたっては、住民票に沿って正確に記入して下さい。

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この株式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書
(様式第十号)の記載例

申請年月日を記載して
下さい。

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

平成29年 10月 2日

那覇市長 殿

氏名又は住所等は、住民票や登記事項証明書等に沿って、地番等を省略せずに正確に記載して下さい。

申請者

住 所 沖縄県○○市××12番地の3

氏 名 株式会社 ○○

代表取締役 ○× △△



(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 098-***-****

F A X 098-***-****

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	平成23年 6月 1日 第119*****号
--------------	------------------------

収集運搬業・処分業の区分	処分業
--------------	-----

許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあっては、取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。) 及び積替え又は保管を行うかどうか、 処分業にあっては、処分の方法ごとに 区分して取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。) を記載すること。)	破碎:木くず、がれき類 焼却:紙くず、木くず、繊維くず (これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
---	---

変更許可後に取り扱う産業廃棄物の種類と中間処理又は最終処分の種類を記載して下さい。

また、変更事項については下線等により目印をつけて下さい。

変更の内容	木くずの破碎処理 紙くず、木くず、繊維くずの焼却処理 の追加
-------	-----------------------------------

変更理由	重複防止のため
------	---------

産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている施設についてのみ記載して下さい。

変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	破碎施設 (△△ (型式等を記入)) 設置場所: 沖縄県××市○○番 許可年月日: 平成**年*月*日 許可番号: *****
--	--

事業範囲の変更に伴い、使用する施設の概要等を記載して下さい。ここでは、木くずの破碎処理、紙くず等の焼却処理の追加なので、これらの処理を行うのに必要な施設の概要を記載しています。また、詳細については、別紙のとおりとして構いません。
--

変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	破碎施設 (スイングハンマ式) 焼却施設 (ロータリーキルン炉)
--------------------------------	-------------------------------------

担当者及び連絡先 TEL/FAX	○× △× TEL:098-***-**** / FAX:098-***-****
------------------	---

※	※ 次ページ以降は、p25-26 の「産業廃棄物処分業許可申請書(記載例)」を参考にして下さい。
---	--

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物処理業変更(廃止)届出書
(様式第十一号)の記載例

拾印

那覇市長 殿

該当するものに
丸をつけて下さい。

直近の許可年月日及び許可番号を記載して下さい。

産業廃棄物処理業 廃止
変更 届出書

平成29年 10月 2日

届出年月日を記載して下さい。

押印して下さい。

届出者

住 所 沖縄県○○市××12番地の34

氏 名 株式会社 ○○

代表取締役 ○× △△

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 098-***-****

F A X 098-***-****

平成25年 3月 1日付け第119*****号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る
廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項に
以下の事項について 変更

において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
--	---	---

廃止した事業又は
変更した事項の内
容(規則第10条の
10第1項第2号に掲
げる事項を除く。)

役員の変更

詳細は別紙の通り

変更があった事項の新旧対照表を記載して下さい。
なお、記載欄が足りない場合は、別紙に記載して下さい。

※ 新旧対照表の記載にあたっては、次ページの記載例を
参考にして下さい。

変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
まるばつさんかく ○× △△	役職名・呼称	住 所
	昭和**年*月*日	沖縄県○○市××56番地の7
	代表取締役	沖縄県○○市××89番地の1

ここには、役員、出資者等(株主又は出資者のうち、株式総数又は出資額の5%以上を有する者)、
法定代理人を変更した場合で、新たに役員、出資者等、法定代理人が加わった場合(新任の場合)
にのみ、記載して下さい(既存の者について、記載する必要はありません。)
記載にあたっては、住民票又は履歴事項証明書に沿って正確に記載して下さい。

廃止又は変更の理由	役員の入れ替えのため
-----------	------------

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10口以内に提出する。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載し、この様式の例により作成した書面

廃止又は変更の理由を記載して下さい。

(例)

- 車両の変更の場合 → 車両の老朽化のため
- 住所の変更の場合 → 本社移転のため

新旧対照表の記載例（収集運搬業の場合）

新	旧
例1：名称の変更の場合 法人名称の変更 株式会社○○産業	有限会社○○産業
個人の場合は住民票、法人の場合は履歴事項全部証明書に沿って、正確に記載して下さい。	
例2：住所の変更の場合 住所の変更 沖縄県○○市××*番地1	沖縄県○○市××△△番地3
例3：中間処理施設の変更の場合 施設の変更 破碎機（二軸式）***（A B - **）	破碎施設（二軸式）△△△（B B - **）
施設の種類、名称、型式等を記載して下さい。なお、中間処理施設の能力によっては産業廃棄物処理施設の設置許可申請が必要な場合があるので、不明な点がある場合、事前に<u>廃棄物対策課</u>に相談して下さい。	
例4：役員の変更の場合 役員の変更 代表取締役 ○× △△ (継続) 取締役 ○× ×× (新任) 監査役 ○○ △□ (新任)	代表取締役 ○× △△ (継続) 取締役 ○× ×△ (退任)
個人の場合は住民票、法人の場合は履歴事項全部証明書に沿って、正確に記載して下さい。	
例5：株主の変更の場合 株主の変更 ○× △△ 100株 (50%) ○× ×× 50株 (25%) ○○ △□ 50株 (25%)	○× △△ 100株 (50%) ○× ×× 100株 (50%)
例6：事業の一部廃止の場合 処分方法の一部廃止 破碎：がれき類 (これらのうち、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)	破碎：がれき類 焼却：紙くず、木くず、繊維くず廃油、廃酸、 (これらのうち、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
中間処理方法の種類を追加や、取り扱う産業廃棄物の種類を増やす場合には、変更許可が必要となります。	
「水銀使用製品産業廃棄物」等の明記に伴う変更届出については、市ホームページから「水銀使用せ品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の対応について」のお知らせをご確認ください。所定の様式等がございます。	
例6：保管量等の変更の場合 破碎を行う産業廃棄物の保管場所の保管面積、保管高さ、保管量の変更 がれき類（屋外保管） 保管面積：500m ² 保管高さ：1.5m 保管量：250m ³	がれき類（屋外保管） 保管面積：1000m ² 保管高さ：1.5m 保管量：500m ³
※ 中間処理の種類によっては、保管量や保管面積を10%以上増加する場合には、届出前に事前協議が必要となる場合があります（例：焼却のための保管場所等）。	
詳しくは、那覇市産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱をご確認下さい。	
また、不明な点がある場合、事前に廃棄物対策課に相談して下さい。	

事業計画の概要を記載した書類
(処分業用)

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

平成○○年から建設業を営んでいるが、事業拡大を考え、建設廃棄物の処分を行うために申請に至った。

許可取得後は、がれき類を破碎して再生路盤材として再生し、木くず、紙くず、繊維くずについては、焼却後、管理型最終処分場へ搬出する。

現在の主たる業務と業務経歴、産業廃棄物処分業に係る事業計画の概要を記載して下さい。

2. 処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等

	(特別管理)産業廃棄物の種類	処分量(t/月又はm ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	処分方法	予定運搬先の名称及び所在地(処分場の名称及び所在地)
1	木くず(石綿含有産業廃棄物除く)	5t/月	固体	県内一円建設現場	焼却	○×環境 ○○市××11番地1
2	紙くず(石綿含有産業廃棄物除く)	0.1t/月	固体	県内一円建設現場	焼却	○×環境 ○○市××11番地1
3	繊維くず(石綿含有産業廃棄物除く)	0.1t/月	固体	県内一円建設現場	焼却	○×環境 ○○市××11番地1
4	がれき類(石綿含有産業廃棄物除く)	1000t/月	固体	県内一円建設現場	破碎	建設工事に再利用
5	取り扱う産業廃棄物の種類を記入し、その種類ごとに、処分量や性状、排出事業場の名称等を記入して下さい。また、申請に係る施設の内容により取り扱う産業廃棄物が限定される場合は、その旨を明記して下さい。					
6						
7	予定排出事業場や予定運搬先については、具体的な排出事業場名・運搬先の業者名を記載することが原則ですが、事業開始前で排出事業場・運搬先が特定できない場合は、「県内一円建設現場」、「県内一円事業場」等の記載でも可能です。					
8	記載欄が足りない場合は、追加して記載して下さい。					

備考 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類ごとに記載すること。

(日本工業規格 A列4番)

使用する全ての処理施設について、施設の種類ごとに当該様式を作成して下さい。
ここでは、がれき類の破碎施設の記載例を示しています。

3. 施設の概要（許可外処理施設）

処理施設の種類	破碎施設	<p>廃棄物処理法第15条に基づく設置許可を取得した施設を用いる場合には、「設置年月日」の欄を「許可年月日等」に修正して許可年月日及び許可番号を記入し、設置許可証の写しを添付して下さい。</p> <p>この場合、処理施設の種類を次のとおり記入し、その他の欄の記載については省略しても結構です。</p> <p>【記入例】</p> <p>破碎施設</p> <p>(詳細は、別添「設置許可証の写し」のとおり)</p>
設置場所	沖縄県××市○○番	
設置年月日	平成**年*月*日	
処理能力	4t/日(8時間)	
廃棄物の種類	がれき類	
処理施設の処理方式及び設備の概要	<p>処理方式：スイングハンマ式</p> <p>設備の概要：破碎機（スイングハンマ式） ふるい機（**mmメッシュ）</p>	
<p>「処理施設の処理方式」としては、二軸破碎方式、乾留ガス化燃焼方式、バッチ式などの処理方式を記入して下さい。</p> <p>「設備の概要」については、処理施設を構成する主要機器（例えば、破碎処理施設の場合、破碎機、ふるい機等）を記入して下さい。</p>		
環境保全設備の概要	粉じん・騒音対策として、建屋内にて作業を行う。	
<p>「環境保全設備」としては、例えば、破碎施設の場合には、粉じん対策としての防じんカバーの設置等、焼却施設の場合には、ばい煙の除去装置であるバグフィルター等を記入して下さい。</p>		

(日本工業規格 A列4番)

4. 最終処分場

最終処分場の種類及び名称	<p>最終処分場を用いる場合にだけ記入して下さい。</p> <p>また、廃棄物処理法第15条に基づく設置許可を取得した最終処分場を用いる場合には、「設置年月日」の欄を「許可年月日」に修正して許可年月日及び許可番号を記入し、設置許可証の写しを添付して下さい。</p> <p>この場合、最終処分場の種類及び名称を記入し、その他の欄の記載については省略しても結構です。</p> <p>【記入例】</p> <p>安定型最終処分場 (詳細は、別添「設置許可証の写し」のとおり)</p>
設 置 場 所	
設 置 年 月 日	
最 終 処 分 場 の 規 模 等	
埋立対象廃棄物の種類	
構造及び設備の概要	
放 流 水 の 水 質 等	
その他の環境保全対策	

(日本工業規格・A列4番)

5. 処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）

那覇市内の建設廃棄物（がれき類、紙くず、木くず、繊維くず）の処理を行う。

ア 破碎

がれき類の破碎を行う。

破碎後は、選別機を用いて粒度調整し、売却又は自社が発注した建設工事に利用する。

イ 焼却

紙くず、木くず、繊維くずの焼却を行う。

焼却物については、○×環境に処分を委託する。

ウ 処分業務を行う時間：平日の 9:00～17:00（土日・祝祭日は休業日）

エ その他：廃棄物処理法を遵守し、適正に処分を行う。

処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を記載し、処分の種類ごとに、処分業務の工程、処分後の処理方法（最終処分先あるいは再生・販売先等）等を具体的に記載して下さい。

原則として、申請年月日における作業員数内訳を記載して下さい。

「相談役、顧問等申請者の登記外の役員」、「事務員」、「運転手」、「作業員」、「その他の作業員」については、廃棄物処理業に関わる人数のみを記載して下さい。

作業員数内訳

平成25年 5月 1日 現在

申請者又は 申請者の登 記上の役員	政令第6条の10で準用す る第4条の6に規定する 使用人	相談役、顧問 等申請者の登 記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3人	0人	*人	*人	*人	*人	*人	*人

（日本工業規格 A列4番）

6. 環境保全措置の概要

施設に設置される「環境保全設備」の維持管理等も含め、環境保全措置の概要を記入して下さい。

また、環境保全設備については、パンフレット又は図面等により、その詳細を示して下さい。

《例》

- ・粉じん飛散防止対策としての散水装置の概要
- ・騒音防止対策としての防音壁の概要
- ・水質汚濁防止対策としての水処理設備の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

ア 破碎処理について

- ・破碎処理、選別処理については建屋内で行い、粉じん、騒音対策を講ずる。

イ 焼却処理について

- ・建屋内で行うことで、悪臭対策を講ずる。
- ・排ガス処理装置、排水処理装置を設け、当該装置については、別添のマニュアルに基づき毎日検査を行う。
- ・排ガスの定期検査を行い、異常がある場合には施設を停止し、その旨を廃棄物対策課に報告する。

(2) 保管施設において講ずる措置

ア 破碎のための保管施設について

がれき類の保管にあたっては、粉じんが飛散しないようにスプリンクラーにより湿潤化し、周辺には防塵ネットを設ける。

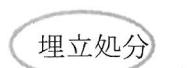
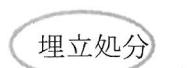
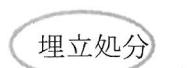
また、排水については排水処理施設により処理した後に、下水道に放流する。

イ 焼却のための保管施設について

木くず、紙くず、繊維くずの保管にあたっては、コンテナを用いて、飛散防止のためブルーシートをかぶせる。

(3) 最終処分場において講ずる措置

非該当

発生する処分後の産業廃棄物の種類の全てについて、処理方法ごとに当該様式を作成して下さい。																										
処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物等の処理方法を記載した書類（記載例）																										
処分後の産業廃棄物等の種類	燃え殻（木くず、紙くず、繊維くずの焼却後物）																									
<p style="text-align: center;">中間処理後の産業廃棄物の種類及びその発生量を記載してください。</p> <p>《例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 紙くずを焼却処理した場合 → 燃え殻(紙くずの焼却処理後物) ・ 汚泥を天日乾燥処理した場合 → 汚泥(汚泥の天日乾燥処理後物) ・ がれき類を破碎処理して路盤材として再生利用する場合 → 路盤材(がれき類の破碎処理後物) 																										
発生量 (t/月又はm ³ /月)	0.1t/月																									
处理方法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center; padding: 5px;"> 自己処理 </td> <td style="width: 25%; text-align: center; padding: 5px;"> (処分場所) </td> <td colspan="3" style="width: 50%; text-align: right; padding: 5px;"> 中間処理後物を自ら処理する場合に記入して下さい。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> 委託処理 </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> (処分業者名) ○×環境 </td> <td colspan="3" style="text-align: right; padding: 5px;"> 中間処理後物を委託処理する場合に記入して下さい。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> (所在地) ○○市××11番地1 </td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center; padding: 10px;">  埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却 </td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center; padding: 10px;"> 該当するものいずれかに丸をつけて下さい。 </td> </tr> </table>	自己処理	(処分場所)	中間処理後物を自ら処理する場合に記入して下さい。			委託処理	(処分業者名) ○×環境	中間処理後物を委託処理する場合に記入して下さい。				(所在地) ○○市××11番地1				 埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却					該当するものいずれかに丸をつけて下さい。				
自己処理	(処分場所)	中間処理後物を自ら処理する場合に記入して下さい。																								
委託処理	(処分業者名) ○×環境	中間処理後物を委託処理する場合に記入して下さい。																								
	(所在地) ○○市××11番地1																									
 埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却																										
該当するものいずれかに丸をつけて下さい。																										
处理方法	<p style="text-align: center;">中間処理、売却の場合は、その具体的な方法</p>																									
非該当	<p style="text-align: center;">中間処理又は売却の場合は、その具体的な方法を示してください。</p> <p>《例》</p> <p>がれき類を破碎処理後、売却する場合 → 路盤材として株式会社○×建設に売却 等</p>																									
備考 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。																										

参考事項

1 各種公的書類の交付場所について

公的書類の種類	交付場所
住民票抄本	
所得証明書	各市町村
資産（課税）証明書	
納税証明書（法人税・所得税）	各税務署
履歴事項全部証明書（旧：商業登記簿）	各地方法務局
土地（建物）の登記簿	
登記事項証明書 (被後見人等が登記されていないことの証明書)	※沖縄県内あれば、那覇地方 法務局が所管しています。 【那覇地方法務局の連絡先】 TEL : 098 - 854 - 7951

2 産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）について

No	産業廃棄物の種類	換算係数 (t/立米)
1	燃え殻	1.14
2	汚泥	1.10
3	廃油	0.90
4	廃酸	1.25
5	廃アルカリ	1.13
6	廃プラスチック	0.35
7	紙くず	0.30
8	木くず	0.55
9	纖維くず	0.12
10	動植物性残さ	1.00
11	動物系固形不要物	1.00
12	ゴムくず	0.52
13	金属くず	1.13
14	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00
15	鉱さい	1.93
16	がれき類	1.48
17	動物のふん尿	1.00
18	動物の死体	1.00
19	ばいじん	1.26
20	産業廃棄物の処理物（13号廃棄物）	1.00
21	建設混合廃棄物	0.26
22	廃電気機械器具	1.00
23	感染性産業廃棄物	0.30
24	廃石綿等	0.30
25	廃水銀等 ※水銀体温計（水銀血圧計）	13.57 ※0.28 (0.48)

※ 「産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について」
 (環廃産発第 061227006 号、平成18年12月27日) 及び(公材)日本産業廃棄物処理振興センターのHPを参照。

3 特定有害産業廃棄物について

特定有害産業廃棄物には、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物、指定下水汚泥、廃水銀等、廃石綿等の他に、特定の施設から排出され、基準を超えた有害物質を含む燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉛さい、ばいじんが該当します。

産業廃棄物の種類ごとに、法で規定する有害物質の種類は、次のとおりとなっています。

施設の種類や基準については、講習会テキスト等を参考にするほか、那覇市廃棄物対策課にご確認下さい。

	ばいじん	燃え殻	汚泥 廃酸 廃アルカリ	廃油	鉛さい
アルキル水銀化合物	○	—	○	—	○
水銀又はその化合物	○	—	○	—	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○	—	○
鉛又はその化合物	○	—	○	—	○
有機燐化合物	—	—	○	—	—
六価クロム化合物	○	○	○	—	○
砒素又はその化合物	○	○	○	—	○
シアノ化合物	—	—	○	—	—
ポリ塩化ビフェニル	—	—	○	—	—
トリクロロエチレン	—	—	○	○	—
テトラクロロエチレン	—	—	○	○	—
ジクロロメタン	—	—	○	○	—
四塩化炭素	—	—	○	○	—
1・2-ジクロロエタン	—	—	○	○	—
1・1-ジクロロエチレン	—	—	○	○	—
シス-1・2-ジクロロエチレン	—	—	○	○	—
1・1・1-トリクロロエタン	—	—	○	○	—
1・1・2-トリクロロエタン	—	—	○	○	—
1・3-ジクロロプロパン	—	—	○	○	—
チウラム	—	—	○	—	—
シマジン	—	—	○	—	—
チオベンカルブ	—	—	○	—	—
ベンゼン	—	—	○	○	—
セレン又はその化合物	○	○	○	—	○
!・4-ジオキサン ※	○	—	○	○	—
ダイオキシン類	○	○	○	—	—

※平成25年6月1日施行

4 産業廃棄物処理業の許可番号について

平成4年7月の法改正に伴い、必要な情報の円滑な交流を図り、適正な廃棄物処理行政の推進に資することを目的として、処理業者に全国統一の許可番号を付すことになっております。

また、平成12年3月17日付衛環第21号の厚生省通知において、自治体の増加に対応するため、自治体番号を2桁から3桁とし、統一許可番号が10桁から11桁に変更されております。

〔許可番号の構成〕

1	1	9	1	0	1	1	1	1	1
①	②	③	④						

①政令市番号 那覇市の場合「119」となっています。

②業の種類番号 次の表のとおりです。

産業廃棄物収集運搬業	積替を含まないもの	0
	積替を含むもの	1
産業廃棄物処分業	中間処分のみ	2
	最終処分のみ	3
特別管理産業廃棄物収集運搬業	中間処分・最終処分	4
	積替を含まないもの	5
特別管理産業廃棄物処分業	積替を含むもの	6
	中間処分のみ	7
	最終処分のみ	8
	中間処分・最終処分	9

③那覇市では「0」とします。

④業者固有番号

- いずれかの都道府県又は政令市において最初に業の許可を行った時点で、固有番号が付されます。既に固有番号が付されている許可業者に対しては、新たな固有番号は付されません。
- 変更許可・更新許可・変更届出の場合でも、固有番号は変更しません。
- 業の廃止、許可の失効、許可取消等の場合は、当分の間、欠番として扱われます。

5 産業廃棄物の適正処理等

ア 委託基準

- ① 産業廃棄物の処理を受託する場合は、委託基準に従い、委託契約を書面により行わなければなりません。
- ② 委託契約は、排出事業者（委託者）と収集運搬業者、排出事業者と処分業者というように、それぞれで契約する二者契約でなければなりません。三者で契約を結ぶことは禁止されています。
- ③ 特別管理産業廃棄物の場合、その処理を委託しようとする処理業者に対し、あ

らかじめ、特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿、取り扱う際に注意すべき事項を通知しなければなりません。

特別管理産業廃棄物の処理を受託した場合は、委託者から通知を受け取って下さい。

- ④ 当該委託契約書は、5年間保存しなければなりません。
- ⑤ 処理業者は、政令で定める基準に従って委託する場合、その他環境省令で定める場合を除き、収集運搬又は処分を他人に委託することはできません（再委託禁止）。

イ 産業廃棄物処理基準

- ① 産業廃棄物の処理は、産業廃棄物処理基準に従い、適正に処理しなければなりません。
- ② 処理基準では、保管に関する基準（保管量の上限、保管方法）と、収集運搬や処分の方法が定められています。

ウ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

- ① マニフェストの交付を受けることなく、産業廃棄物を受託することはできません。
- ② 交付されたマニフェストは、虚偽の記載をすることなく、収集運搬又は処分を終了した日から10日以内に管理票交付者にその写しを送付しなければなりません。
- ③ 排出事業者（中間処理業者が排出事業者となる場合も含む。）は、マニフェストの交付後、それぞれ次の期間内に産業廃棄物の処理が終了したことを示すマニフェストの写しを受けない場合、委託した産業廃棄物の運搬、処分の状況を把握し、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じるとともに、那覇市長へ報告することとされています。
 - 収集運搬又は中間処理：90日以内（特別管理産業廃棄物の場合は60日以内）
 - 最終処分：180日以内
- ④ マニフェストは、5年間保存しなければなりません。

エ 帳簿の記載・保存

- ① 処理業者は、帳簿を備え、環境省令で定める事項を記載しなければなりません。
- ② 帳簿は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間は事業場ごとに保存しなければなりません。

※電子マニフェストを使用した際の受渡確認票又は紙マニフェストが産業廃棄物に係る帳簿の記載事項を網羅していれば、これらを時系列的に保存（ファーリング）することで産業廃棄物に係る帳簿の記載に代用できます。

オ 報告徴収・立入検査等

- ① 那覇市長は、産業廃棄物の処理等に関する報告や、産業廃棄物の処理実績などの報告、各種調査に関する報告等を求めることができます。
- ② 那覇市長は、事業場等に立ち入り、産業廃棄物の処理状況や帳簿書類等を検査することができます。

力 産業廃棄物の保管場所における掲示板

○産業廃棄物処分業者処分のための保管施設には、場所の表示を行う必要がありま
すので、許可証等を基に必要事項を記載した後、見やすい場所に表示してください。

産業廃棄物の処分のための保管場所		
管理者		
連絡先		
種類		
保管量	高さ	
関係者以外立入禁止		

※ 縦横60cm以上

6 各種報告等

(1) 事故時の措置

ア 次の処理施設の設置者は、施設の破損等の事故が発生し、それによって生活環境の保全上の支障が生じたとき又は生じるおそれがあるときは、直ちに支障の除去又は発生防止のための応急措置を講じなければなりません。また、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を市に届け出なければなりません。

○産業廃棄物処理施設

○焼却施設（処理能力が50Kg/日以上のもの）

○熱分解設備（処理能力が1t/日以上のもの）

○廃油蒸留設備（処理能力が1m³/日以上のもの）

○強酸・強アルカリ中和施設（処理能力が1m³/日以上のもの）

イ 産業廃棄物処理については、沖縄県が定めた「産業廃棄物処理施設事故等対応指針」も適用されます。

(2) 産業廃棄物処理実績報告書

産業廃棄物の中間処理業者及び最終処分業者は、毎年6月30日までに、前年度分の産業廃棄物の処理実績を市に報告する必要があります。

(3) 産業廃棄物管理交付等状況報告書

全ての産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付者（排出事業者及び中間処理業者）は、前年度に交付した産業廃棄物管理票の交付状況を「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」として、取りまとめ、毎年6月30日までに市へ報告しなければなりません。

(4) 維持管理積立金

最終処分場を有する事業者は、埋め立て終了後の処分場の維持管理を適切に行うため、埋立終了後に必要となる維持管理費用を埋立期間中にあらかじめ積み立てなければならないことになっています。

維持管理積立金を積み立てていない場合は、許可を取り消すことがありますので注意してください。